ハ　「【返還の申出】」の欄は設けない。

4　第27条の５第16項（実用新案法施行規則第23条第２項において準用する場合を含む。）及び第38条の13の２第15項（実用新案法施行規則第23条第６項において準用する場合を含む。）の規定により所定の配列表を提出するときは、次の要領で記載する。

イ　「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

【提出する物件】１　所定の配列表　1
２　陳述書　１通

ロ　「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第４備考２に従つて記載する。この場合において、「「【」は「「」と、「】」」は「」」と読み替えるものとする。

（文例）

陳述書

特許庁長官　殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和　年　月　日

事件の表示
発明の名称
特許出願人・代理人

ハ　「【返還の申出】」の欄は設けない。

5　特許法第38条の３第３項の規定により第27条の10第４項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするときは、【提出する物件】の欄に「１　先の特許出願の認証謄本　○通」、「２　先の特許出願の認証謄本の翻訳文　○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第５項の規定により先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文　○通」のように記載する。

6　その他は、様式第２の備考１から４まで、７、８、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第４の備考４と同様とする。この場合において、様式第２の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。

様式第26（第23条関係）

【書類名】　特許願
【整理番号】
（【提出日】　令和　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
（【国際特許分類】）
【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【提出物件の目録】
【物件名】　特許請求の範囲　1
【物件名】　明細書　1
【物件名】　（図面　1）
【物件名】　要約書　1

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3㎝を超えないものとする。

3　書き方は左横書、１行は40字詰めとし、１ページは50行以内とする。

4　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

5　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

6　「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。

7　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

8　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。